

盛岡広域振興局長告示第45号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成25年5月21日

盛岡広域振興局長 杉原永康

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 紫波郡矢巾町大字又兵エ新田第4地割24番2の一部、25番1の一部、40番1の一部、40番2の一部、40番3の一部、40番4、40番5の一部、40番6の一部及び40番7の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 盛岡市津志田中央二丁目8番31号 ミネルバ開発株式会社